

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、筑波大学附属病院新棟整備事業に関する実施方針について公表する。

平成 26 年 8 月 18 日

国立大学法人 筑波大学長 永田 恭介

国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）は、筑波大学附属病院新棟整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、P F I 法に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日、その後の改正を含む。）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定め、ここに公表するものである。



# 筑波大学附属病院新棟整備事業

## 実施方針

平成 26 年 8 月 18 日

国立大学法人 筑波大学

## 目 次

<b>1. 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業内容に関する事項 .....	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	8
<b>2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>10</b>
(1) 民間事業者の選定方法 .....	10
(2) 選定の手順及びスケジュール .....	10
(3) 応募手続き等 .....	10
(4) 応募者の備えるべき資格要件 .....	14
(5) 審査及び選定に関する事項 .....	19
(6) 事業契約に関する基本的な考え方 .....	20
(7) 入札提案書類の取扱い .....	21
<b>3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> ....	<b>22</b>
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	22
(2) 提供されるサービス水準 .....	22
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	22
(4) 大学による事業の実施状況のモニタリング .....	22
<b>4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>24</b>
(1) 立地に関する事項 .....	24
(2) 土地に関する事項 .....	25
(3) 規模及び配置に関する事項 .....	25
<b>5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> ....	<b>26</b>
(1) 係争事由に係る基本的な考え方 .....	26
(2) 管轄裁判所の指定 .....	26
<b>6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</b> .....	<b>27</b>
(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方 .....	27
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	27
(3) 金融機関（融資団）等と大学との協議 .....	28
<b>7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>29</b>
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	29
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	29
(3) その他の支援に関する事項 .....	29
<b>8. その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>30</b>
(1) 情報公開及び情報提供 .....	30

(2) 入札に伴う費用分担.....	30
(3) 問合せ先 .....	30
<b>別紙 リスク分担表 (案) .....</b>	<b>31</b>
<b>(様式 1) 実施方針等に関する説明会参加申込書 .....</b>	<b>34</b>
<b>(様式 2) 実施方針に関する質問書 .....</b>	<b>35</b>
<b>(様式 3) 実施方針及び参考資料に関する意見・提案書 .....</b>	<b>36</b>

○参考資料 1

    予定する事業方式

# 1. 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### 1) 事業名称

筑波大学附属病院新棟整備事業

### 2) 事業に供される公共施設等の種類等

#### ① 公共施設等の種類

病院施設及び病院関連施設 / 新棟(仮称)

#### ② 公共施設等の立地

##### ア 所在地等

- a 所在地 / 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1他(筑波大学附属病院構内)
- b 敷地面積 / 197,854.89㎡ (特定行政庁と敷地境界について打合せ中のため、今後変動する可能性がある。)
- c 前面道路 / 東側 構内道路(ゆりのき通り) 幅員14m  
南側 市道1015線 幅員18m  
西側 国道408号線 幅員34m  
北側 市道51054号線 幅員9m

##### イ 地域・地区等

- a 区域 / 市街化区域
- b 用途地域 / 第2種住居地域
- c 防火指定 / 指定なし
- d 形態規制 / なし
  - i 建ぺい率 / 60%
  - ii 容積率 / 200%
  - iii 斜線制限 / 道路斜線:適用距離20m、隣地斜線:立上がり20m・勾配1.25、北側斜線なし、日影規制:5時間/3時間(平均地盤面+4m)
  - iv その他 / 公害防止地域(大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下)、建築基準法第22条指定区域内、第二種文教地区、地区計画

### 3) 公共施設等の管理者

国立大学法人 筑波大学長 永田 恭介

#### 4) 事業の背景と目的

##### ① 筑波大学附属病院の現状と新棟整備の目的

筑波大学附属病院（以下「附属病院」という。）は、筑波大学の前身である東京教育大学が筑波に移転され、1973年の開学を機に新たに併設された医学専門学群・医学系の教育・研究病院として1976年10月に開院した。以来、約40年にわたって我が国の医学教育・研究の範となり、臨床医学及び関連する幅広い領域に携わる多くの医科学専門家を輩出してきた。

しかしながら、近年の医療に求められる社会的なニーズの変化、医科学・医療技術の急速な進歩、そして診療現場重視の新しい医学教育の改革は診療現場の環境要件を大きく変化させ、開院当初のコンセプトによる病院環境ではこれらに対応していくことが極めて困難となってきた。次世代の医療・医科学を担う医療者・研究者を育成し、広い視野からの先端的研究を展開することにより新たな医科学的知見を見出し、先進的な医療技術の開発、臨床医学への応用等を通じて人々の健康と幸福に貢献していくことは大学病院の使命であり、これらを効果的に実現していくことが求められている。

大学は、上記の現状を踏まえ、附属病院の再開発（以下「再開発」という。）を進めている。かかる再開発は、現在支障となっている従来の環境を刷新・補強し、高度先端医療、先進的医学教育、そして臨床医学の力となるべき研究を確実に推進・持続発展させるために産・官・学の英知を結集し、地域とも密接な連携の元に我が国のモデルとなる医療提供体制の構築を進めるプロジェクトである。

そして、かかる再開発の一環として、2012年12月に新たに高機能手術室や急性期病棟などを集約した高度先進医療拠点となるけやき棟の供用を開始した。プロジェクトの次期ステップとして既存棟改修工事を予定していたところであるが、けやき棟と接続する予定であったA棟（外来診療棟）及びB棟（病棟）において法制度改正などを受け、新たに耐震補強工事が必要が生じた。しかし、耐震補強を伴う改修工事は、既存棟の使い勝手を著しく悪化させるとともに、既存棟を使用しながらの改修工事は患者やスタッフをはじめとする利用者に多大な負担を強いる上、安全面・環境面に大きな影響がある。

そのため、A棟及びB棟の改修工事に代わり、これらの機能をもつ施設として新棟の整備及びけやき棟運営と一体となった病院運営体制を計画することとした。

##### ② 再開発の概要

専門外来を中心とする高度外来診療部門の整備、外来診療部門と関連施設の融合、医学教育及び学際連携・産学連携の推進などこれからの医学を創世する場として必要な機能とスペースを確保する。また、省コスト・省エネルギーを最大限に考慮し、今後の医療の変化に対応できる整備計画とする。

#### ア 専門外来を中心とする新棟への高度外来部門の整備

- ・ 外来化学療法部門、精神デイケア部門等の高度医療体制や先進的医学教育を具現

化する整備計画を行う。

#### **イ 医療の効率化と患者アメニティの調和**

- ・ 医療の効率化と患者アメニティを向上する上で「ゆとり」をバランスよく調和させ、将来に亘り優れた病院施設として機能しうる適正な規模及び内容の施設整備を行う。

#### **ウ 安全性及びフレキシビリティの高い施設の計画**

- ・ 大規模災害時にも診療機能を維持しうるよう、免震構造を採用し、内部の防災性能を高め、エネルギーなどのバックアップを確保するなど、安全性・信頼性の高い計画を行う。

#### **エ 将来展望を見据えた配置・インフラ計画**

- ・ 新棟整備終了時点で、建築後 45 年を超える既存施設の更なる整備（将来展開）を見据えた上で、各種施設の配置やエネルギー供給などのインフラストラクチャーの整備計画を立案する。

#### **オ 省エネルギー、自然エネルギーの活用及び省資源化を図り環境保全に寄与する計画**

- ・ 地域の環境ひいては地球環境を保全し持続可能な社会を構築するためには、建物の建設から運営維持、廃棄までのライフサイクルにおいて与える環境負荷を低減しなくてはならない。本事業においても環境負荷低減のために省エネルギー化、自然エネルギーの活用、省資源化を図り、環境保全に寄与する施設整備計画を行う。

#### **カ 合理的な既存棟改修計画及び動線計画に配慮した新棟の整備**

- ・ 新棟の整備に伴い、その他の既存棟の部分改修の必要性も生じる。その際には、新棟だけではなく、その先のステップ（新 A 棟の整備）等も視野に入れた計画とする。既存 C 棟（中央診療棟）は、外来部門が配置される新棟との連携が特に重要なため、動線計画に配慮し新棟を計画する。

### **③ 本事業の目的**

PFI の導入により、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するとともに、大学と選定事業者が共通の理念と医療サービス方針を有するパートナーとして協働することで、新棟の整備を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

## **5) 施設概要**

### **① 建設予定地**

筑波大学構内（西地区）（詳細は「4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関

する事項」による)

## ② 規模等

ア 施設名称 / 新棟 (仮称)

イ 構造階数 / 鉄骨造、地上 1 1 階・地下 1 階

ウ 延べ面積 / 約 4 4, 4 0 0 m<sup>2</sup>

エ 建設場所 / 筑波大学構内 (西地区)

※ 新棟は、「病棟」、「外来」、「管理部門」、「売店・食堂」及び「産学連携スペース」等により構成される。

## 6) 事業概要

### ① 事業範囲

本事業は、P F I 法に基づき選定事業者が病院施設及び病院関連施設 (以下「本施設」という。) を整備し、統括マネジメント業務、維持管理業務等を遂行することを事業範囲とする。

主な業務は以下のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、入札説明書等において示す。

### ア 統括マネジメント業務

(ア) 個別業務のマネジメント業務

### イ 施設整備業務

(ア) 事前調査 (大学が提示する以外の地質調査等を含む。) 業務及びその関連業務

(イ) 実施設計業務及びその関連業務 (基本設計に対する V E 提案を含む)

(ウ) 建設工事業務及びその関連業務

(エ) 工事監理業務

(オ) 周辺家屋影響調査・対策業務

(カ) 各種許認可手続等の申請及び申請補助業務

※ 1 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する施設整備業務のインフィル部分の一部 (売店・食堂の使用貸借部分) については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費 (入札金額) に含めることなく、選定事業者単独の支出・収入区分とする。詳細は「参考資料 1」の予定する事業方式による。

※ 2 産学連携スペースにおいて、入居者が大学に支払う利用料金等を充当する施設整備業務のインフィル部分については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費 (入札金額) に含めず、大学の直接の負担とする。

※ 3 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当す

る施設整備業務のインフィル部分とは、選定事業者が大学から使用貸借する売店・食堂に係わる専用面積710㎡において、原則として、建築工事の床・壁・天井の仕上（下地を含む）のみを想定しており、設備工事を含むその他すべての施設整備業務は、施設整備業務のスケルトン部分と見なす（大学が選定事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含まれる）ものとする。

- ※4 産学連携スペースにおいて、利用者が大学に支払う利用料金等を充当する施設整備業務のインフィル部分とは、専有面積1,180㎡において、原則として、建築工事にあっては床・壁・天井の仕上（下地を含む）、設備工事にあっては当該インフィル部分内に設置する一般設備（照明、空調、換気、防災設備、コンセント、分電盤、給排水引込み等）を想定している。

## ウ 開設準備・移行支援業務

- (ア) 開設準備・移行支援業務

## エ 施設維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務

- (イ) 建築設備保守管理業務

- ※1 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する維持管理業務の一部（売店・食堂の使用貸借部分）については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含めることなく、選定事業者単独の支出・収入区分とする。詳細は「参考資料1」の予定する事業方式による。
- ※2 産学連携スペースにおいて、入居者が大学に支払う利用料金等を充当する維持管理業務の全部については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含めず、大学の直接の負担とする。
- ※3 維持管理業務に係る光熱水費は、本事業のサービス購入費に含めず、大学の直接の負担とする。
- ※4 大規模修繕（大規模修繕とは、大学が自らの事由により別途発注する大規模な修繕をいう。）は、本事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらず、すべて選定事業者が行う業務範囲とする。

## オ 利便施設運営業務

- (ア) 売店、食堂等運営業務（詳細は「参考資料1」による。）

- ※1 民間事業者の経営的視点、創意工夫等の活用を最大限に図るため、選定事業者は、大学から当該病院施設の一部（売店・食堂）を使用貸借し、患者及び医師等のニーズにあったサービス（売店・食堂）を提供する運営業務を行う。なお、選定事業者が使用貸借した当該病院施設の一部について、構成員

又は協力会社に一括賃貸（一括転貸）することを認めるものとする。

※2 利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する運營業務の全部については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含めることなく、選定事業者単独の支出・収入区分とする。詳細は「参考資料1」の予定する事業方式による。

※3 選定事業者が大学から使用貸借する部分の光熱水費は、選定事業者の負担とする。

※4 具体的な業務内容等は、要求水準書等において提示する。

## ② 大学及び事業者の対話等により事業範囲に含めることを検討するもの

大学が、大学及び事業者間において特定事業選定までの間に行う協議等により事業範囲に含めることを検討することとしている業務を以下に示す。

なお、事業範囲に含めることとなった場合の具体的な業務の内容及びその他詳細については、入札説明書等において示す。

- (ア) 既存棟の改修業務
- (イ) 患者等給食提供業務
- (ウ) 薬品調達業務
- (エ) 医療機器等調達業務（事業期間中の更新を含む）
- (オ) その他

## ③ 選定事業者の収入

ア 大学の選定事業者に対する支払（サービス購入費）は、選定事業者が実施する施設整備業務の初期投資に係る対価と、維持管理業務のサービスに係る対価からなる。

イ 施設整備業務の初期投資に係る対価について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。

ウ 維持管理業務のサービスに係る対価について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

エ ただし、下記の項目については、大学が選定事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含めることなく、選定事業者単独の支出・収入区分（独立採算）とする。

- a 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する施設整備業務のインフィル部分のうち、大学が選定事業者に貸し付ける売店・食堂の用に供するための使用貸借部分)
- b 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する維持管理業務のうち、大学が選定事業者に貸し付ける売店・食堂の用に供するための使用貸借部分)
- c 売店・食堂において、利用者が選定事業者等に支払う利用料金等を充当する運

営業務の全部

オ ただし、下記の項目については、大学が選定事業者に支払うサービス購入費（入札金額）に含めず、大学の直接の負担とする。

- a 産学連携スペース部分において、入居者が大学に支払う施設使用料を充当する施設整備業務のインフィル部分
- b 産学連携スペース部分において、入居者が大学に支払う施設使用料等を充当する維持管理業務の全部

※ 具体的な支払方法等は、入札説明書及び事業契約書（案）において提示する。

#### ④ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者は、本事業にて新設する施設の整備を行った後に大学に所有権を移転し、事業契約書に示される内容の業務を行う方式（いわゆるBTO（Build, Transfer, Operate）方式）を採用する予定である。なお、土地については、施設整備業務を実施するにあたり、本事業の実施に必要な範囲を、本院の診療等活動に支障のない範囲において選定事業者が無償で貸与する予定である。

#### ⑤ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月31日までの約17.5年間（設計・建設約3年5か月間、維持管理・運営14年1か月間）とする。各業務の実施期間の詳細については、入札説明書等において示す。

#### ⑥ 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

スケジュール（予定）	内 容
平成27年5月	落札者の決定
平成27年6月	基本協定の締結
平成27年11月	事業契約の締結
平成28年11月	新棟の着工
平成30年12月	新棟の供用開始
平成30年12月	維持管理業務並びに便利施設運營業務の開始
平成45年3月31日	事業の終了

## 7) 事業に必要と想定される根拠法令等

P F I 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- ① 国立大学法人法
- ② 国立大学法人筑波大学財務規則
- ③ 都市計画法
- ④ 建築基準法
- ⑤ 消防法
- ⑥ 労働安全衛生法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑧ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑨ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ⑪ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ⑫ その他関係法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関連法令及び公共条例等についても遵守のこと。

## 8) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、選定事業者は、本施設の維持管理・運営業務を入札説明書等に示す良好な状態で大学に引き継ぐこと。

## 9) 実施方針（改訂版）の公表

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、実施方針（改訂版）を大学のホームページ及びその他適宜の方法により公表する。

また、変更の内容が重要で民間事業者の募集・選定のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも公表する。

大学のホームページアドレスは「8.（1）情報公開及び情報提供」を参照のこと。

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 特定事業の選定にあたっての考え方

本事業について、業務の質が担保され、かつ施設利用者等に対するサービスの向上が図られることを前提とした上で、大学が従来型の手法により自ら実施した場合に比べて、P F I の手法により実施することで財政資金の効率的・効果的活用が図られる

ことが見込まれる場合に限り、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定する。

## 2) 具体的な選定基準・手順

具体的な選定基準・手順は以下のとおりである。

- ① コスト算出による定量的評価
- ② 選定事業者に移転されるリスクの検討
- ③ PFI事業として実施することの定性的評価
- ④ 上記①～③を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

## 3) 特定事業の選定結果の公表

上記1) 及び2) に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価内容を明らかにした上で、その内容を大学及び文部科学省のホームページ並びにその他適宜の方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

大学及び文部科学省のホームページアドレスは「8. (1) 情報公開及び情報提供」を参照のこと。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者の選定方法

本事業は、施設整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定にあたっては、施設の整備及び維持管理等に係る対価の額並びに民間事業者の事業運営能力、施設整備及び維持管理能力等その他の条件による総合評価方式一般競争入札により選定を行う予定である。

なお、民間事業者の選定は、第一次審査として競争参加資格要件等審査、第二次審査として提案内容審査を行う予定である。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

なお、選定にあたっては、大学と民間事業者との意思の疎通を図ることを目的として、入札の際の判断材料となる事項について、質問・回答等を適宜行うことを予定している。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

スケジュール（予定）	内 容
平成 26 年 8 月 18 日～22 日	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成 26 年 8 月 29 日	実施方針等に関する説明会
平成 26 年 9 月	病院施設見学会
平成 26 年 9 月	実施方針に関する質問回答公表
平成 26 年 11 月	要求水準書（案）の公表
平成 26 年 11 月～12 月	要求水準書（案）に関する質問等の受付及び回答
平成 26 年 12 月	特定事業の選定・公表
平成 26 年 12 月	入札公告
平成 27 年 3 月	入札提案書の受付
平成 27 年 5 月	落札者の選定
平成 27 年 11 月	事業契約の締結

### (3) 応募手続き等

#### 1) 実施方針等の説明会

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催する。

## ア 日時及び場所

- 開催日時 平成 26 年 8 月 29 日（金） 14 時～16 時（受付開始：13 時 30 分）
- 開催場所 筑波大学 東京キャンパス 134 講義室
- 住 所 東京都文京区大塚 3 丁目 29-1
- 参加者等 本事業への参画を希望する民間事業者。1 社につき 3 名まで。

## イ 申し込み方法

参加者は実施方針等に関する説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記載の上、8 月 28 日（木）12 時までに電子メールで申し込みすること。  
申し込み先は、「8.（3）問合せ先」とする。

## ウ その他

- ・ 現地集合、現地解散とする。
- ・ 駐車場はないため、公共交通機関を利用すること。
- ・ 説明会当日は、実施方針等を配布しないため、大学のホームページからダウンロードして持参すること。大学のホームページアドレスは「8.（1）情報公開及び情報提供」を参照のこと。
- ・ 参加者は、当日受付にて（様式 1）実施方針等に関する説明会参加申込書と参加者全員の名刺を提出すること。

## 2) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

大学は、実施方針及び別紙の記載内容に関して、質疑応答を以下の要領にて行う。  
なお、参考資料については質問の対象とはせず、4) に示す手続きに従い、意見・提案のみ受け付ける。

## ア 受付期間

平成 26 年 8 月 18 日（月）～8 月 22 日（金）17 時まで

## イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと（※ 添付ファイルの形式は Microsoft Excel とすること。）。電子メール送信時は着信の電話確認を行うこと。なお、ファイル容量は 10MB 以下とすること。

提出先は、「8.（3）問合せ先」とする。

## ウ 回答

大学は、質問に関する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係わり、質問

者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、平成 26 年 9 月に大学のホームページ及びその他適宜の方法により公表する。なお、質問者名は公表しない。

大学のホームページアドレスは「8. (1) 情報公開及び情報提供」を参照のこと。

### 3) 実施方針等に関する意見・提案の受付等

大学は、民間事業者等の創意工夫を活用して本事業を実施することを目的とし、実施方針及び別紙に関する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。本事業はけやき棟整備に引き続き「成長する P F I の実現」「包括委託による範囲の経済の実現」「民間のノウハウに基づくサービスの実現」を目指すものであり、特に事業範囲については、民間事業者のアイデアを広く求めるものである。

#### ア 受付期間

受付期間 平成 26 年 8 月 18 日 (月) ～8 月 22 日 (金) 17 時まで

#### イ 提出方法

実施方針及び別紙について意見・提案がある場合は、その内容を実施方針等及び参考資料に関する意見・提案書(様式 3)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと(※ 添付ファイルの形式は Microsoft Excel とすること)。電子メール送信時は着信の電話確認を行うこと。なお、ファイル容量は 10MB 以下とすること。

提出先は、「8. (3) 問合せ先」とする。

#### ウ 回答

大学は、民間事業者等から提出のあった意見・提案に対し、回答は行わない。なお、大学が必要と判断した意見・提案については直接ヒアリングを行うこともある。

### 4) 参考資料に関する意見・提案の受付等

大学は、民間事業者等の創意工夫を活用して本事業を実施することを目的とし、参考資料に関する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

#### ア 受付期間

受付期間 平成 26 年 8 月 18 日 (月) ～8 月 22 日 (金) 17 時まで

#### イ 提出方法

参考資料について意見・具体的提案がある場合は、その内容を実施方針等及び参考資料に関する意見・提案書(様式 3)に記入の上、電子メールでのファイル添付

にて提出のこと（※ 添付ファイルの形式は Microsoft Excel とすること。）。電子メール送信時は着信の電話確認を行うこと。なお、ファイル容量は 10MB 以下とすること。

提出先は、「8.（3）問合せ先」とする。

## ウ 回答

大学は、民間事業者等から提出のあった意見・提案に対し、回答は行わない。なお、大学が必要と判断した意見・提案については直接ヒアリングを行うこともある。

### 5) 要求水準書（案）等の公表

大学は、本事業に対する事業者の参入促進に向け、入札公告（案）、入札説明書（案）、要求水準書（案）、落札者決定基準（案）、様式集（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を公表するとともに、記載内容に関する質問、意見及び提案を受け付ける予定である。

### 6) 特定事業の選定

大学は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業が P F I 事業として実施すべき事業か否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

### 7) 入札公告、入札説明書等の公表

大学は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針に対する民間事業者等からの意見等を踏まえ、入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を公表する。

なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（W T O 政府調達協定）の対象であり、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年4月1日法人規則第9号）、国立大学法人筑波大学政府調達事務取扱細則（平成16年5月27日 法人規則第16号）等に基づいて実施する。

### 8) 入札説明書等に関する質問・回答

大学は、入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

### 9) 参加表明書の受付

大学は、統括マネジメント業務を主導的に行う企業（以下「代表企業」という。）として本事業の入札に参加を予定している企業に対し、代表企業として入札に参加す

る旨を記した参加表明書の提出を求める。参加表明書を提出した代表企業に対し、入札提案書類の作成に必要な資料を有償にて頒布する予定である。

#### **10) 競争参加資格確認申請等の受付、資格審査結果通知の発送**

大学は、代表企業に競争参加資格等審査に必要な書類の提出を求める。審査の結果は、代表企業に通知する。なお、競争参加資格確認申請書等の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細については、入札説明書等において示す。

#### **11) 競争的対話の受付、実施**

本事業においては、競争参加資格要件等審査を通過した代表企業を対象に、提案等の採用可否、要求水準の達成の是非について、質問書を事前に受領した上で、個別対面により質疑回答を行う。競争的対話の実施詳細については、入札説明書等において示す。

#### **12) 入札提案書類の受付**

大学は、第一次審査を通過した代表企業に対し、入札説明書等に基づき入札提案書類の提出を求める。入札提案書類の審査にあたって、大学が必要であると判断した場合は、代表企業に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、入札提案書類の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細については、入札説明書等において示す。

#### **13) 落札者の選定**

大学は、入札提案書類の審査により落札者を選定し、代表企業に通知する。

#### **14) 落札者の公表**

大学は、落札者を決定し、文部科学省及び大学のホームページ並びにその他適宜の方法により公表する。

文部科学省及び大学のホームページアドレスは「8. (1) 情報公開及び情報提供」を参照のこと。

#### **15) 基本協定の締結と事業契約の締結**

大学は、落札者と基本協定を締結し、事業契約締結に向けた協議・調整等を行った後に、落札者により組成された選定事業者と事業契約を締結する。

### **(4) 応募者の備えるべき資格要件**

#### **1) 応募者の構成に関する要件**

本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の法人で構成されるグ

グループ（以下「応募グループ」といい、応募企業と応募グループを総称して「応募者」という。）とする。

応募者が応募グループとして入札に参加する場合、当該応募グループは、以下に定義する代表企業、マネジメント協力企業及び施設整備協力企業により構成するものとする。

代表企業及び各協力企業の詳細は以下のとおりである。

### ① 代表企業

応募グループは、応募グループを構成する企業から統括マネジメント業務を主導的に行う代表企業1社を定め、競争参加資格確認申請書等の提出時に明らかにし、代表企業が応募手続きを行うものとする。

代表企業は、落札者が本事業を実施するために設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）の出資者の中で最大の議決権株式を保有するものとし、原則として事業期間を通じこれを維持すること。

### ② 協力企業

応募グループは、本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を以下に示す協力企業に受託又は請け負わせることができる。

#### ア マネジメント協力企業

統括マネジメント業務を行うにあたって、代表企業のみでは提供し得ない機能がある場合には、当該業務の一部を代表企業以外の者（以下「マネジメント協力企業」という。）が行うことができる。

マネジメント協力企業は、競争参加資格確認申請書等の提出時に明らかにすること。

なお、マネジメント協力企業のSPCへの出資は認める。

#### イ 施設整備協力企業

協力企業のうち、設計業務、建設工事業務、工事監理業務をSPCから直接受託する、又は請け負うことを予定している者（以下「施設整備協力企業」という。）は、競争参加資格確認申請書等の提出時に明らかにすること。

なお、施設整備協力企業のSPCへの出資は認める。

#### ウ 任意協力企業

設計業務、建設工事業務、工事監理業務以外の業務を行うことを予定している協力企業（以下「任意協力企業」という。）については、入札提案書類の提出時に明らかにするものとするが、入札参加資格等の審査の対象とはしない。ただし、SPCと各任意協力企業との委託又は請負契約時点において、2)に示す基本的参加資格要件とともに業務ごとに大学が求める要件を満たすこととする。業務ごとに大学が求める要件は入札説明書等において示す。

また、任意協力企業は、複数の応募者の任意協力企業を兼ねることができるものとする。

なお、任意協力企業のSPCへの出資は原則として認めない。ただし、大学が認めた場合は、この限りではない。

## 2) 基本的参加資格要件

応募企業又は代表企業、マネジメント協力企業及び施設整備協力企業（以下、本2）において「応募企業等」と総称する。）は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

- ① 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）（以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。
- ② 財務規程第48条に規定する資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省及び大学から指名停止措置、又は取引停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 本事業の業務に係わっている者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業の業務に係わっている者とは、以下のとおりである。

- ・ アイテック株式会社
- ・ デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社
- ・ 西村あさひ法律事務所
- ・ 株式会社山下設計

また、一定の者と「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりである。以下同様とする。

### ア 資本面における関連

- ・ 当該一定の者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有している者
- ・ 当該一定の者に発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有されている者
- ・ 当該一定の者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・ 当該一定の者に出資総額の100分の50を超える出資をされている者

イ 人事面における関連

当該一定の者において代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている場合における他の者

- ⑦ 最近1年間の国税（法人税等）を滞納している者でないこと。
- ⑧ 応募企業等及びこれらのいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者が、他の応募企業等及びこれらのいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑨ 本事業の審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑩ 経営状況が健全であること。なお、「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者をいう。
- ⑪ 不正又は不誠実な行為がないこと。

**3) 構成企業別の参加資格要件**

**① 応募企業・代表企業**

応募企業又は代表企業は、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における平成25・26・27年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者。

**② マネジメント協力企業**

マネジメント協力企業は、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における平成25・26・27年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。

**③ 施設整備協力企業**

施設整備協力企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設工事業務については兼務することができない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

ア 設計業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 文部科学省又は大学において平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。
- (ウ) 平成17年度以降に、以下に示す各業務の設計実績があること。なお、詳細

については、入札説明書において示す。

- ・ 延べ面積 22,000 m<sup>2</sup>以上の病院施設、校舎、庁舎又は事務所の設計業務
- ・ 一般病床数 200 床以上の公立・公的病院施設の設計業務
- ・ 免震構造建築物の設計業務（病院施設に限らない）

イ 建設工事業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 文部科学省又は大学において平成 25・26 年度建設工事の一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日 文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が以下の点以上であること。

- |          |         |
|----------|---------|
| ・ 建築一式工事 | 1,190 点 |
| ・ 電気工事   | 1,100 点 |
| ・ 管工事    | 1,100 点 |

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての者が上記を満たすものとする。

(イ) 平成 17 年度以降に、元請として完成・引渡し完了した以下の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合の者に限る。）なお、複数の建設企業が以下に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの 1 者が工事種類ごとの施工実績を有すれば良いものとする。なお、詳細については、入札説明書において示す。

- ・ 延べ面積 22,000 m<sup>2</sup>以上の病院施設、校舎、庁舎又は事務所の建設工事業務
- ・ 一般病床数 200 床以上の公立・公的病院施設の建設工事業務
- ・ 免震構造建築物の建設工事業務（病院施設に限らない）

ウ 工事監理業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省又は大学における平成 25・26 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

(ウ) 平成 17 年度以降に、以下に示す各業務の工事監理実績等があること。なお、詳細については、入札説明書において示す。

- ・ 延べ面積 22,000 m<sup>2</sup>以上の病院施設、校舎、庁舎又は事務所の工事監理業務又は実施設計業務

- ・ 一般病床数 200 床以上の病院施設の公立・公的工事監理業務又は実施設計業務
- ・ 免震構造建築物の工事監理業務（病院施設に限らない）

#### 4) 参加資格要件の喪失

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間において、1) から 3) に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、応募グループのうち参加資格要件を満たさなくなった企業が代表企業以外であり、かつ、参加資格要件を満たさなくなった企業の補充を行う等、応募者が必要な措置を講じた上で、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと大学が認める限りにおいて、当該応募者の入札参加資格は引き続き有効とする。

#### 5) 応募者を構成する企業の変更

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した応募者を構成する企業の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、応募企業又は代表企業以外の応募者を構成する企業を、競争参加資格の確認を受けた上で落札者の選定が終了するまでの期間において変更及び追加することができるものとする。

### (5) 審査及び選定に関する事項

#### 1) 審査委員会

民間事業者の選定にあたり、大学に学識経験者・大学職員等で構成する筑波大学附属病院施設整備等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、優秀提案者の選定等に関する事項について審査を行う。

審査委員会委員は以下のとおりである。

学外委員	軸屋 智昭	筑波メディカルセンター病院長
	鈴木 裕子	新日本有限責任監査法人 公認会計士
	中山 茂樹	千葉大学大学院工学研究科 教授
	前田 博	西村あさひ法律事務所 弁護士
	野城 智也	東京大学副学長・生産技術研究所 教授
(五十音順)	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授
学内委員	松村 明	筑波大学附属病院 病院長
	原 尚人	筑波大学附属病院 副病院長
	檜澤 伸之	筑波大学附属病院 教授

	古田 淳一	筑波大学附属病院 講師
	篠崎 まゆみ	筑波大学附属病院 看護師長

なお、応募者及び任意協力企業は、落札者決定前までに、審査委員会委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行わないこと。

## 2) 審査及び選定

民間事業者の選定は、第一次審査として競争参加資格等の確認審査、第二次審査として入札価格を含めた提案内容の審査を行う。審査委員会は、事業運営能力、施設整備及び維持管理能力等その他の条件等を審議し、大学は、審査委員会の審議を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として選定する。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書等において示す。

### 【第一次審査】

- ・ 競争参加資格要件等

### 【第二次審査】

- ・ 入札価格
- ・ 入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づく、事業計画、施設整備計画、開設準備・移行支援計画、維持管理計画、資金計画等の総合的な提案内容

## 3) 審査結果等の公表方法

審査結果は、大学及び文部科学省のホームページ並びにその他適宜の方法により公表する。大学及び文部科学省のホームページアドレスは「8. (1) 情報公開及び情報提供」を参照のこと。

## 4) 民間事業者を選定しない場合の取扱い

民間事業者の募集、選定・公表に係わる過程の中で、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、特定事業の選定を取り消す場合には、この旨を公表する。

## (6) 事業契約に関する基本的な考え方

### 1) 事業契約の概要

大学は選定事業者と事業契約を締結する。事業契約は、施設整備及び維持管理業務を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を平成45年3月31日までとする契約となる。なお、事業契約書（案）については、入札説明書等において示す。

## **2) 特別目的会社の設立等**

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募者の保有する議決権株式の合計は、事業期間を通じて全議決権株式の過半数を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

## **(7) 入札提案書類の取扱い**

### **1) 著作権**

応募者から提出された入札提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、公表その他大学が本事業に関し必要と認めるときには、大学は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の入札提案書類は、本事業の公表の目的以外には応募者に無断で使用しない。

### **2) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

### **3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

##### **1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

##### **2) 予想されるリスクと責任分担**

大学と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担表（案）」によることとし、意見招請の結果を踏まえ、詳細については、入札説明書等において示す。

#### **(2) 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書において示す。

#### **(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項**

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、以下の方法等による事業契約の保証を行うことを想定しているが、詳細は入札説明書等において示す。

ア 契約保証金の納付

イ 施設整備業務の実施期間中における履行保証保険付保等による保証措置

#### **(4) 大学による事業の実施状況のモニタリング**

##### **1) モニタリングの目的**

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### **2) モニタリングの方法**

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において示す。

### 3) モニタリングの時期

#### ① 実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が大学の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### ② 工事施工時

選定事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学に工事施工及び工事監理の状況の説明・報告を行い確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

#### ③ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

#### ④ 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後において、定期的に業務の実施状況を確認する。

#### ⑤ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

#### ⑥ 事業契約終了時

大学は、本施設事業の事業期間終了にあたり、本施設の維持管理・運営の状況等について検査する。なお、その状況が事業契約書で定めた条件に適合しない場合は、修補を求めることがある。

### 4) モニタリングの費用の負担

大学が行うモニタリングにかかる費用は、大学の負担、選定事業者が行うモニタリングは選定事業者の負担とする。

### 5) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されていない場合、大学は選定事業者に対して支払額の減額、修復勧告、契約の解除を行うことがある。減額等の考え方については、入札説明書等において示す。

## 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 立地に関する事項

ア 所在地 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1他（筑波大学附属病院構内）

※ 本事業に係る病院敷地（以下「事業地」という。）の範囲・面積については、入札説明書等において示す。



## **(2) 土地に関する事項**

### **1) 特定事業に係る不動産の無償貸与**

大学は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者土地を無償で貸与する。

### **2) 埋蔵文化財に係る調査**

事業地については、埋蔵文化財の調査は予定していない。

## **(3) 規模及び配置に関する事項**

本事業にて整備する施設の規模等は以下のとおりである。詳細は、入札説明書等において示す。

### **1) 施設整備の概要**

#### **① 新棟の新設**

新棟（約 44,400 m<sup>2</sup>・外来及び病棟（約 200 床））を急性期病棟と高機能診療部門を集約したけやき棟の西側、A棟及びB棟の南側に新設する。新棟はけやき棟と接続する。新棟の北側に位置する新A棟とは新棟から電力、蒸気、冷水等を供給する。また、新棟から新A棟及び中央診療棟へ連絡する渡り廊下を計画新設する。新棟は免震構造により大規模地震時にも機能維持を可能とする。

新棟の工事に伴い、けやき棟から水（市水及び井水）、蒸気、医療ガスを分岐する。医学中央機械室から電力の供給を受けるため必要な設備の増設が必要となる。また、それに伴い医学中央機械室から病院施設へエネルギー等を供給するルートとなっているサブセンター及び地下共同溝内の配管・配線等の増設・更新を行う。

#### **② 外構整備**

事業地における車路、歩道、広場、駐輪場、庇、排水設備、屋外消火栓設備、植栽等の外構整備を行う。なお、駐車場については大学において別途整備を予定している。

事業に必要な仮設建物・仮設材料置場等に使用する部分の手続き、撤去及び植栽を含む復旧を行う。

## **5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

### **(1) 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

### **(2) 管轄裁判所の指定**

事業契約に関する紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### (1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生に応じた適切な措置を定める。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに以下の措置をとることとする。

#### 1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める大学の要求水準を下回る場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、大学は、事業契約書の定めに従い、選定事業者に対して修復勧告を行い、一定の期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、大学は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難であると合理的に考えられる場合、大学は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ ①又は②の規定により、大学が事業契約を解除した場合、大学は、事業契約書の定めに従い、選定事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### 2) 大学の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 大学の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ② ①の規定により、選定事業者が事業契約を解除した場合、大学は、事業契約書の定めに従い、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### 3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他大学及び選定事業者いずれの責めにも帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、大学と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行い、費用負担の割合について協議が整わない場合、事業契約書の定めによるものとする。

### **(3) 金融機関（融資団）等と大学との協議**

事業の安定的な継続を図るために、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結する予定である。

## **7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### **(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項**

民間事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

### **(3) その他の支援に関する事項**

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 事業実施により必要な許認可に関し、大学は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報公開及び情報提供

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき情報公開を行う。

本事業に関する情報提供は、適宜、大学及び文部科学省のホームページ並びにその他適宜の方法により公表する。大学及び文部科学省のホームページアドレスは以下のとおりである。

ホームページアドレス：

- ・ 筑波大学附属病院  
<http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/>
- ・ 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室  
<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=M>

### (2) 入札に伴う費用分担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

### (3) 問合せ先

問合せ先：

宛先：筑波大学附属病院病院総務部整備推進課 担当：大河内・松川  
住所：〒305-8576 茨城県つくば市天久保 2 丁目 1-1  
電話：029-853-5861  
電子メール：hsp-pfi2@un.tsukuba.ac.jp

## 別紙 リスク分担表（案）

区分	リスク項目	内容	リスク分担	
			大学又は事業者1	民間
共通	入札リスク	入札説明書の誤り、入札手続きの誤りに関するリスク	○	
	契約締結リスク	大学の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		○
		上記以外の事由により事業契約が結べないリスク【注1】	△	△
	資金調達リスク	大学が国からの資金を確保できないことによる支払の遅延・不能リスク	○	
		大学が自主財源による資金を確保できないことによる支払の遅延・不能のリスク	○	
		事業者が必要とする資金を確保できないリスク		○
	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク	○	
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令（税制度を除く）の変更、新設に伴うリスク	○	
		上記以外の法令（税制度を除く）の変更、新設に伴うリスク		○
	税制度変更リスク	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に伴うリスク		○
	許認可取得リスク	大学の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		○
	住民対応リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○
		事業者1が行う業務に起因するもの	○	
		上記以外に起因するもの	○	
	第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○
		事業者1が行う業務に起因するもの	○	
		上記以外に起因するもの	○	
	環境リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○
		事業者1が行う業務に起因するもの	○	
		上記以外に起因するもの	○	
	債務不履行リスク	大学の責に帰すべき事由による債務不履行	○	
		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動他の大学又は事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的現象に起因するリスク【注2】	○	△
物価変動リスク	開設までの工事費等に係る物価変動リスク【注3】	○	△	
	上記以外の物価変動リスク【注4】	○	△	
金利リスク	金利固定日までの基準金利の水準変動リスク	○		
	上記以外の金利リスク		○	
業務範囲変更リスク	事業者の責に帰すべき事由により、部分解約することによる委託業務範囲の変更のリスク		○	
	上記事由以外の業務範囲変更のリスク【注5】	○	△	
要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないリスク		○	
要求水準変更リスク	要求水準の変更に伴うリスク【注5】	○	△	
インターフェースリスク	官民の協働、民間事業者と協力企業の協力がスムーズにいかないことに起因するリスク	○	○	

区分	リスク項目	内容	リスク分担	
			大学又は事業者1	民間
	情報漏洩・紛失リスク	大学の責に帰すべき事由による、重要な情報が漏洩紛失するリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による、重要な情報が漏洩紛失するリスク		○
建設	測量調査リスク	大学が実施した測量調査に誤りがあったことに起因するリスク	○	
		上記以外の測量調査に起因するリスク		○
	用地リスク	計画用地の確保、計画用地の土壌汚染、計画用地中の障害物によるリスク	○	
	設計リスク	大学の指示による設計変更、設計の不備によるリスク	○	
		上記以外による設計リスク		○
	工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等によるリスク		○
	供用遅延リスク	大学の責に帰すべき事由による供用遅延に伴うリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による供用遅延に伴うリスク		○
		事業者1の責に帰すべき事由による供用遅延に伴うリスク	○	
	施設損傷リスク	事業者が、施設を大学に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク		○
		事業者1が施設を大学に引き渡す前に生じた施設や材料の破損に関するリスク	○	
		上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク	○	
	初期投資増大リスク	大学の責に帰すべき事由による初期投資増大に伴うリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による初期投資増大に伴うリスク		○
		事業者1の責に帰すべき事由による初期投資増大に伴うリスク	○	
		上記以外の事由による初期投資増大に伴うリスク	○	△
技術進歩リスク	技術進歩により施設設備の内容の変更により事業の中断遅延や必要となる費用の超過等		○	
維持管理 運営等共通	病院経営リスク	医療提供体制の見直し等、病院の経営方針の変更に起因するリスク	○	
	診療行為リスク	診療行為に関するリスク	○	
	委託費支払遅延不能リスク	大学の責に帰すべき事由による委託費支払いの遅延、不能のリスク	○	
	計画変更リスク	大学の責に帰すべき事由による事業内容の変更に関するリスク	○	
	技術進歩リスク	技術進歩による施設設備の内容変更により事業の中断遅延や必要となる費用の超過等	○	
	委託先経営破綻リスク	委託先の経営破綻に伴うリスク	○	
	委託先変更リスク	委託先の変更に伴うリスク	○	
	施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間を過ぎた事業者運営開始後の業務に起因しない施設瑕疵に関するリスク	○	
		事業者1の責に帰すべき事由による施設瑕疵に関するリスク	○	
		上記以外の施設瑕疵に関するリスク		○
	施設設備機器劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由(適切な維持管理を怠ったこと等)による施設設備機器の劣化に関するリスク		○
事業者1の責に帰すべき事由による施設設備の劣化に関するリスク		○		

区分	リスク項目	内容	リスク分担	
			大学又は事業者1	民間
	維持管理コストリスク	上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による事業内容用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク		○
		事業者1の責に帰すべき事由による事業内容用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	○	
		上記以外の事由による事業内容用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	○	
	施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク		○
		事業者1の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク	○	
		上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク	○	
	利便施設に係るリスク	利用者数の変動を含めた利便施設運営に関するリスク	△	○
	機会喪失リスク	大学の責に帰すべき事由により施設が利用不可能等になり機会喪失が発生するリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由により施設が利用不可能等になり機会喪失が発生するリスク		○
事業者1の責に帰すべき事由により施設が利用不可能等になり機会喪失が発生するリスク		○		
人材確保リスク	業務に必要とされる人員体制が確保できないリスク		○	

凡例：リスク分担：○主分担・△副分担、事業者1：けやき棟 PFI 事業者

注1 大学と事業者各々が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用について、各自の費用を負担する。

注2 不可抗力により、事業者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害若しくは増加費用については事業者が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた、損害及び増加費用については、合理的な損害及び追加費用の額が累計でその施設整備業務相当分の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。

維持管理期間の要求水準書で定めた範囲を超える天災については、年間の合理的な損害及び追加費用の額が年間の維持管理等業務相当分の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、事業者が負担する。

不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は大学が負担すべき額から控除する。

注3 施設整備業務相当分の対価の元本相当の金額(契約締結時)については、「国立大学法人筑波大学工事請負契約基準」の第25に準拠した内容とする。

注4 維持管理等業務相当分の対価の金額(契約締結時)は、物価変動を考慮して維持管理期間中、毎年見直し(増額又は減額)を行うことができるものとする。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない。

注5 大学又は事業者は、社会状況の変化やモニタリングの結果により、業務方法、業務範囲又は要求水準の変更が必要と判断するときは、相手方にその変更を申し出ることができる。変更の申出が合った場合、事業契約に定める手続きに従い変更内容及びこれに伴う費用の増加について協議するものとする。

## (様式 1) 実施方針等に関する説明会参加申込書

平成 年 月 日

### 実施方針等に関する説明会参加申込書

「筑波大学附属病院新棟整備事業」の実施方針等に関する説明会への参加を申し込みます。

申 込 者	会 社 名	
	所 在 地	
	担 当 者 名	
	所 属 部 署 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電 子 メ ー ル	

No	参加者氏名	所属部署名
1		
2		
3		

注 1： 参加者は、1社につき最大3名までとします。

注 2： 受付時に本申込書と参加者全員の名刺を提出してください。

## (様式2) 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

### 実施方針に関する質問書

「筑波大学附属病院新棟整備事業」の実施方針に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	担当者名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

No	資料名	該当箇所					質問
		頁	大項目	中項目	小項目	その他	
1							
2							
3							
4							
5							

注1： 行が不足する場合には、適宜増やして下さい。

注2： 質問の対象は実施方針及び別紙のみです。参考資料は対象外です。

注3： 質問は、実施方針、別紙の順かつ、当該箇所の順に並べて下さい。

注4： 質問については、個別回答はしません。

### (様式3) 実施方針及び参考資料に関する意見・提案書

平成 年 月 日

#### 実施方針及び参考資料に関する意見・提案書

「筑波大学附属病院新棟整備事業」の実施方針及び参考資料に関して、意見・提案がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	担当者名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

No	資料名	該当箇所					意見・提案
		頁	大項目	中項目	小項目	その他	
1							
2							
3							
4							
5							

注1： 行が不足する場合には、適宜増やして下さい。

注2： 意見・提案は、実施方針、別紙、参考資料の順かつ、該当箇所の順に並べて下さい。

注3： 意見・提案についての回答はしません。